

公益社団法人日本社会福祉士会 研究倫理ガイドライン

組織・運営 ガイドライン第 11 号

2018 年 11 月 17 日制定

最終改正 2025 年 3 月 15 日

本ガイドラインは、公益社団法人日本社会福祉士会研究倫理規程第 2 条にもとづき、会員が研究活動を行う際に留意しなければならない事項について定めたものである。

第 1 章 倫理的配慮

第 1 条 研究成果を著書、論文及び学会等で発表する場合は、研究目的を外れて社会的に不適切と考えられる用語や差別的表現とされる用語を使用してはならない。引用文中の語についてはこの限りではないが、その旨を明示しなければならない。

第 2 条 研究を実施するにあたっては、倫理的問題が生じる可能性について事前に検討しなければならない。

第 3 条 人を対象とする研究を実施するにあたっては、所属する研究機関による研究倫理審査を受けることができる場合は、原則として審査を受けなければならない。

第 2 章 調査研究の実施

第 4 条 アンケート調査やインタビュー調査の質問項目の文言は、対象者の名誉やプライバシー等の人権を侵害するものであってはならない。

第 5 条 調査によって得られたデータを偽造・捏造・改ざんしてはならない。

第 6 条 研究に用いた調査関係資料及び結果データは、厳重に管理しなければならない。

2 研究に用いた調査関係資料及び結果データの保存期間は、5 年とする。

第 7 条 人を対象とした調査を実施する場合は、調査対象者に対して調査目的、内容、公表の可能性について十分説明し、理解されたことを確認し、原則として、文書で同意を得なければならない。また、途中で回答をやめる、答えたくない質問に答えない権利があること並びに回答の有無による不利益が生じないことを伝えなければならない。

第 8 条 判断能力が十分でない対象者については、分かりやすい言葉で説明するよう努め、あわせて家族、成年後見人等から承諾を得るなど、本人の利益を損なわないよう最大限の配慮をしなければならない。

第3章 研究成果の発表

第9条 調査結果を発表する際には、地域・団体等の匿名性が守られなければならない。ただし、研究目的にとって必要不可欠な場合はその限りではない。

第10条 調査対象者からの同意の有無にかかわらず、調査結果の発表にあたり調査対象者の実名を公表してはならない。

第11条 事例研究をする場合は、調査対象者を特定できないように匿名化して使用しなければならない。その際、事例に加工が加えられている場合はその旨を表示しなければならない。

第12条 調査結果は改ざんしてはならない。また、調査結果の発表にあたっては、調査の手続き過程が詳細に示されなければならない。

第13条 調査によって得られた情報は、本来の目的以外のために利用してはならない。

第14条 先行研究で用いられた調査項目の全部または一部を使用した場合には、発表する際にその旨を明示しなければならない。

第15条 共同研究の成果の発表にあたっては、共同研究者は研究過程と成果への貢献に応じた取り扱いを受けなければならない。研究に直接貢献していないにもかかわらず著者に名前を連ねる行為（ギフトオーサiership）や、研究に重要な貢献をしているにもかかわらず成果物に明記しない行為（ゴーストオーサiership）は慎まなければならない。

第16条 共同研究の成果の一部を、他の共同研究者の同意なく単著で発表することは慎まなければならない。

第17条 その他、研究成果を学会などで発表する場合は、関係する規程、要領等を遵守しなければならない。

第4章 引用

第18条 研究は、先行業績の上に新たな知見を積み重ねることである。したがって、先行業績の検討に際しては、自説と他説を峻別することが重要であり、これを怠ると盗作もしくは剽窃として最も重大な倫理違反の一つとなることを強く自覚しなければならない。

第19条 引用に際しては、「『社会福祉士』執筆要領別添「注（引用文献）・参考文献の記載フォームについて」を参照すること。

第20条 引用はできる限り原典主義を貫くべきであり、原典が入手できない等の止むを得ない場合のみ、いわゆる「孫引き」が許される。

第5章 論文投稿

第21条 原著の投稿、あるいは公表については、二重（多重）に行ってはならない。

第22条 すでに自身によって公表された研究成果の一部を修正して発表する場合は、その旨を明示しなければならない。

第23条 その他、論文等を研究誌に投稿する場合は、投稿規程、執筆要領等を遵守しなければならない。

第6章 審査

第24条 投稿された研究業績の審査を行う過程において、著者と審査者の双方の匿名性が保持されなければならない。

第25条 審査は、投稿された研究業績の評価を含むものであるから、審査者は公正・客観的に評価を行い、かつ指摘する内容が明確でなければならない。

第26条 審査は、著者の人格を傷つけるものであってはならない。

第27条 審査結果に対して、著者から要求がある場合には、その反論が許されなければならない。

第7章 書評

第28条 書評は、発刊された研究業績の評価を含むものであるから、評者は公正・客観的に批評しなければならない。

第29条 書評は、著者の人格を傷つけるものであってはならない。

第30条 書評に対して、著者からの要求があった場合には、その反論が許されなければならない。

第8章 学会発表

第31条 学会発表に際しては、事前の会員同士によるピアレビューや、大学院生の場合は指導教員による指導を受けることが望ましい。

第32条 学会で発表する場合は、その内容が時代の先端にあるか、独自性があることの自覚のもとで行わなければならない。

第9章 研究費

第33条 外部資金（研究費）を使用して研究する場合には、その会計を明瞭にし、研究目的に合致した予算、予算に合致した使用、支出に関する領収書などの証拠書類の整理保存に努め、その使用が不正なものであってはならない。

第34条 研究結果を発表する際には、外部資金を用いた旨を成果物に明示しなければならない。

第10章 ハラスメント

第35条 会員は、対象を特定し、もしくは特定せずに、不当な中傷を行ってはならない。

第36条 会員は、学会活動において、いかなるハラスメント行為もしてはならない。

第37条 所属組織あるいは共同研究組織において、上位の権限・権威・権力を持つ者がそれを行って、下位の者に対して、研究・教育・資格付与・昇進・配分等において不当な差別を行うなど、不利益を与えてはならない。

附 則

2018年11月17日制定、施行

※この研究倫理ガイドラインは「日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン（素案）」を引用、改編し作成した。

附 則

2022年11月19日改正、施行

附 則

2025年3月15日改正、施行